

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所管内における機械設備の災害時等応急対策業務及び災害対策用機械機器等の災害対策等応急対応に関する基本協定の締結については、関係法令に定めるものほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年1月23日
2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 武雄河川事務所長 真鍋 将一
佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
3. 基本協定の概要等
概要等については公告1. (1)～(6)に記載のとおりである。
4. 参加資格要件
参加資格要件については公告2. (1)～(6)に記載のとおりである。
5. 本基本協定に関する手続き等
本協定に関する手続きについては公告3. (1)～(2)に記載のとおりである。
6. 協定締結参加資格の確認等
 - (1) 本協定締結の参加希望者は、4. に掲げる協定締結参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (2) なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに参加資格がないと認められた者は本協定締結に参加することができない。
 - ① 提出期間：公告3. (2) ①のとおり
 - ② 提出場所：公告3. (2) ③のとおり
 - ③ 提出方法：公告3. (2) ④のとおり
 - (3) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること
 - ① 会社の代表者印の押印の省略を可とする。
 - ② 希望する対象設備を必ず記入すること
 - ③ 申請先へ提出すること
7. 参加資格がないと認めた者の説明請求
 - (1) 参加資格がないと認められた者は、公告者に対して参加資格がないと認めた理由等について、次により書面にて説明を請求することができる。（様式は自由とする。）
 - ① 提出期限：令和8年3月13日（金）17時00分。
 - ② 提出場所：公告3. (2) ③に同じ。
 - ③ 提出方法：公告3. (2) ④に同じ。
 - (2) 公告者は、説明を求められたときは、令和8年3月19日（金）までに説明を求めた者に対し、電子メール又は郵送等により回答する。

8. 協定締結参加資格確認申請書、技術資料の作成要領及び留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 協定締結参加資格確認申請書	<p>① 様式は〔様式－1〕より作成すること。会社の代表者印の押印の省略を可とする。</p> <p>② 経常建設共同企業体にあっては、構成員の会社名及び住所も記載すること。</p> <p>③ 希望する対象設備を必ず記載すること。対象設備は、揚排水ポンプ設備又は水門設備（堰、水門、ダム用水門、樋門樋管）とする。 なお、どちらも希望する場合は「揚排水ポンプ設備及び水門設備」と記載すること。</p>
(2) 技術者及び資機材等保有状況	<p>① 様式は〔様式－2〕とする。</p> <p>② 対象となる技術者の資格は、〔様式－2〕の表中記載の資格とする。</p> <p>③ 技術者は、佐賀県又は福岡県又は長崎県の本店・支店・営業所に在籍する者に限る。</p> <p>④ 保有資機材については、令和8年2月16日時点において自社及び協力会社保有の物とする。</p>
(3) 施工実績 過去5ヶ年度+当該年度における武雄河川事務所発注工事	<p>① 様式は〔様式－3－1〕とする。</p> <p>② 対象となる工事は、過去5ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日から令和8年3月31日まで）に完成、又は完成見込みの武雄河川事務所発注の機械設備工事（製作・据付及び修繕工事）を最大3件記載する。</p> <p>③ 単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上であれば対象とする。 また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での工事実績も対象とする。</p>
(4) 点検整備業務の履行実績過去5ヶ年度+当該年度における武雄河川事務所発注の点検整備業務	<p>① 様式は〔様式－3－2〕とする。</p> <p>② 対象となる点検整備業務は、過去5ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日から令和8年3月31日まで）に完了、又は完了見込みの武雄河川事務所発注の機械設備における点検整備業務を最大3件記載する。</p> <p>③ 単体会社であっても、過去JV構成員として工事実績がある場合は、出資比率が20%以上であれば対象とする。 また、経常建設共同企業体であっても、該当期間内の単体会社での点検整備業務実績も対象とする。</p>
(5) 災害時応急対策工事等の協定締結の実績	<p>① 様式は〔様式－4〕とする。</p> <p>② 対象となる協定は、公告3. (1)と同様に機械設備における災害時の応急対策業務等に関する協定とし、過去2ヶ年度+当該年度（令和5年4月1日～令和8年2月16日の間）に締結したもので、かつ協定締結の相手方は国、県、市町村等とする。</p> <p>③ 機械設備における災害時の応急対策業務等に関するものであれば、協定書だけでなく、覚書、契約書等も対象とする。 但し、協定又は覚書等によりあらかじめ災害時に工事実施について締結されていない災害復旧、又は緊急復旧の工事は対象としない。</p> <p>④ 経常建設共同企業体にあっては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>⑤ 実績がある場合は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。</p>

(6) 災害時応急対策等の協定に基づく活動の実績	<p>① 様式は〔様式－4〕とする。</p> <p>② 対象となる活動の実績は、上記（5）の協定に基づく活動の実績とする。</p> <p>③ 経常建設共同企業体にあっては、各構成員単独の実績も対象とする。</p> <p>④ 活動の実績がある場合は、契約書等の写しを添付すること。</p> <p>⑤ 記載する件数は最大3件とする。</p>
--------------------------	--

9. 評価に関する事項等

評価項目	評価内容	ウエイト	備考
技術者在籍状況	<p>① 保有技術者数（様式－2）を記載すること。</p> <p>② 評価は3段階とし</p> <p>　a 1級土木施工管理技士20名以上</p> <p>　b 1級及び2級土木工事施工管理技士20名以上</p> <p>　c 1級及び2級土木施工管理技士20名以下 の順で評価する。</p> <p>③ ②に記載した資格を証明する証明書等の写しを添付すること。</p> <p>④ 申請書提出期限の日において、過去3ヶ月以上恒常に申請者に雇用されていること。</p>	10 a:10 b:5 c:0	
施工実績	<p>① 施工実績（様式－3－1）を記載すること。</p> <p>② 過去5ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日以降申請書提出期限の日）における武雄河川事務所発注の機械設備工事の施工実績件数を評価する。</p> <p>③ 評価は3段階とし</p> <p>　a 対象期間中の施工実績件数3件以上</p> <p>　b 1件以上3件未満</p> <p>　c 0件 の順で評価する。</p> <p>④ 下請けとして受注したものは評価の対象としない。</p> <p>⑤ 対象となる工事は様式－1で希望する設備対象区分とし製作・据付及び修繕工事を実施した工事とする。</p>	10 a:10 b:5 c:0	
	<p>① 点検整備業務の履行実績（様式－3－2）を記載すること。</p> <p>② 過去5ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日以降申請書提出期限の日）における武雄河川事務所発注の機械設備点検整備業務の履行実績件数を評価する。</p> <p>③ 評価は3段階とし対象期間中の施工実績件数が</p> <p>　a 3件以上</p> <p>　b 1件以上3件未満</p> <p>　c 0件 の順で評価する。</p> <p>④ 下請けとして受注したものは評価の対象としない。</p> <p>⑤ 対象となる点検整備業務は様式－1で希望する設備対象区分とし製作・据付及び修繕工事を実施した工事とする。</p>	10 a:10 b:5 c:0	

	<p>① 元請として、過去5ヶ年度+当該年度（令和2年4月1日以降申請書提出期限の日）に完成した九州地方整備局（港湾空港関連を除く）発注工事（機械設備工事）の工事成績評定通知書の評定点の平均点の高いものを優位に評価する。</p> <p>① 工事成績評価点65点未満の有無を評価する。</p> <p>② 過去1年+当該年度（令和6年度以降申請書提出期限の日）における九州地方整備局発注工事の機械設備関係工事で65点未満の工事の有無 (単体、JV両方の工事成績も評価に反映する)</p>	10	
表彰等	<p>① 表彰の実績（様式-5）を記載すること。</p> <p>② 九州地方整備局発注工事の機械設備工事で直近2ヶ年（令和6年度～令和7年度）における局長表彰又は事務所長表彰を評価する。</p> <p>③ ①に記載した表彰について、表彰状等の写しを添付すること。</p> <p>④ 評価は3段階とし a 局長表彰 b 事務所長表彰又は部長表彰 c 未表彰 の順で評価する。</p> <p>⑤ 申請できる表彰の実績はいずれか1件とする。</p>	10 a: 10 b: 5 c: 0	
指名停止等の状況	<p>① 指名停止措置内容を評価する。</p> <p>② 減点対象期間に公告日が含まれる場合に減点する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「指名停止」：-8点 (減点対象期間：指名停止期間) 九州地方整備局又は九州7県の地方公共団体の「文書注意」（九州地方整備局の場合「文書注意【厳重注意】」）：-4点 (減点対象期間：通知日を含む1ヶ月間) 九州地方整備局の「口頭注意」：-2点 (減点対象期間：措置日を含む1ヶ月間) <p>※「指名停止」と「文書注意」の両方がある場合は、「指名停止」のみ評価する。</p>		(減点) -8
	<p>① 災害時応急対策等の協定締結の実績（様式-4）を記載すること。</p> <p>② 過去2ヶ年度+当該年度（令和5年度～令和7年度）における機械設備に関する協定等締結の実績がある場合。</p> <p>③ 評価は締結相手先が</p> <ul style="list-style-type: none"> 武雄河川事務所 他の直轄事務所 県 市町村 協定の実績無し <p>の順で評価する。</p>	15 a: 15 b: 10.5 c: 7.5 d: 3 e: 0	

<p>① 協定締結に基づく活動実績（様式－4）を記載すること。</p> <p>② 過去2ヶ年度+当該年度（令和5年度～令和7年度）における機械設備の関する協定等締結に基づく活動の実績件数で評価する。</p> <p>③ 災害協定に基づく活動実績が確認出来る資料（活動実績報告書、契約書等）及び活動実績の元となった災害協定書の写し両方を添付すること。</p> <p>④ 評価は実績が</p> <ul style="list-style-type: none"> a 3件以上 b 1件以上2件未満 c 実績なし <p>の順で評価する。</p>	<p>1 5</p> <p>a : 15</p> <p>b : 7.5</p> <p>c : 0</p>
--	--

1 0. 本基本協定に関する手続等

(2) 担当部局は、公告3. (1) のとおり。

(3) 公募期間、公募要領等入手、協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出場所及び方法

- ① 公募期間：公告3. (2) ①のとおり。
- ② 要領等入手：公告3. (2) ②のとおり。
- ③ 提出場所：公告3. (2) ③のとおり。
- ④ 提出方法：公告3. (2) ④のとおり。

1 1. 技術資料等説明書に対する質問

(1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

- ① 提出期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所：公告3. (2) ③ に同じ
- ③ 提出方法：公告3. (2) ④ に同じ

(2) (1) の質問に対する回答は、電子メール又は郵送等により令和8年2月13日（金）までに行う。

1 2. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料等に基づき評価・決定する。

なお、評価の結果、他者と比べて著しく評価点の低い者は選定しないこともある。

結果については、令和8年2月27日（金）までに、電子メール又は電話連絡にて通知し後、協定締結業者として決定された者には協定（案）とともに郵送にて送付する。

1 3. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 令和7・8年度の機械設備に係る一般競争参加資格認定書の写し、又は受付票の写しを技術資料等説明書の提出時に併せて添付すること。
- (3) 公告者は、提出された申請書及び技術資料等について、競争参加資格の確認以外の目的には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された申請書及び技術資料等については返却しない。
- (5) 提出期間以降における申請書、又は技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。